**「スマートシニアライフ事業」の実証事業承継に係る協定書**

大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会（以下「甲」という。）及び大阪瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、甲が営む「スマートシニアライフ事業」の実証事業（以下「承継対象事業」という。）を乙に承継することに関し、以下のとおり協定を締結する。

（事業承継）

第１条　甲は、本協定に定める条項に従い、承継対象事業を乙に承継し、乙はこれを譲り受ける（以下「事業承継」という。）。

（事業承継日）

第２条　事業承継を行う日（以下「事業承継日」という。）は、令和７年11月１日とする。

（承継内容）

第３条　乙が別紙１「条件合意書」に示す承継条件に基づき事業を実施することを前提とし、甲は乙に対し、事業承継日をもって「条件合意書に記載の承継対象事業及び承継対象資産」を承継するものとする。

ただし、「条件合意書に記載の承継対象資産」については、事業承継日までに、乙が甲に対し書面で申し出ることにより、全て又は一部の承継を辞退することができる。

（譲渡代金）

第４条 承継対象事業の譲渡の対価は、金０円とする。

（承継手続）

第５条 甲は、承継対象資産の細目を記載した引継書を作成し、本協定締結日に当該引継書とともに承継対象資産のリストを乙に引き渡すものとする。

２　前項の承継対象資産の引渡しにつき、承継行為に係る諸手続を必要とするものについては、事業承継日後30日以内に当該手続を完了するものとする。ただし、乙が免除又は手続完了の遅延を了承した手続についてはこの限りではない。

（表明及び保証）

第６条 甲は、乙に対し、本協定締結日及び事業承継日において、別紙２－１（甲の表明及び保証事項）に掲げる各事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

２　乙は、甲に対し、本協定締結日及び事業承継日において、別紙２－２（乙の表明及び保証事項）に掲げる各事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

（善管注意義務）

第７条 甲は、本協定締結日から事業承継日まで、承継対象事業及び承継対象財産を善良な管理者の注意をもって管理し、承継対象事業及び承継対象財産に重大な影響・変動を及ぼす行為をする場合は、予め乙の書面による承諾を得なければならない。

（本事業承継実行の前提条件）

第８条 甲の本事業承継を実行する義務（承継対象資産の承継を含む。）は、事業承継日において次の各号の全てが成就していることを前提とする。ただし、甲は、次の各号のいずれについても、その裁量により条件不成就の場合でも事業承継することができる。

（１）第６条第２項において規定された乙による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること。

（２）乙が、事業承継日までに本協定に基づきなすべき義務を全ての重要な点において履行しかつ遵守していること。

２　乙の本事業承継を実行する義務は、事業承継日において次の各号の全てが成就していることを前提とする。ただし、乙は、次の各号のいずれについても、その裁量により条件不成就の場合でも事業承継することができる。

（１）第６条第１項において規定された甲による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること。

（２）甲が、事業承継日までに本協定に基づきなすべき義務を全ての重要な点において履行しかつ遵守していること。

（本協定の解除及び変更）

第９条 本協定締結日から事業承継日までの間において、次のいずれかの事由が生じた場合は、事前に甲及び乙が協議のうえ、本協定を解除又は変更することができる。

（１）天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合。

（２）本協定に定める甲又は乙の義務に重大な違反が存する場合。

（３）甲が、通常の業務の範囲を超えて、承継対象事業の価値を減少させ、又は本事業承継の実行を困難にするおそれのある行為を行った場合（ただし、甲及び乙で間にて合意のうえ、行う場合を除く。）。

（４）その他本事業承継の実行に重大な支障となる事態又は本事業承継を困難にする事態が生じている場合。

（本協定上の地位又は権利義務の承継等）

第10条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本協定上の地位又は本協定に基づく権利義務につき、直接又は間接を問わず、第三者に譲渡、移転、承継又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（準拠法・管轄）

第11条　本協定は、日本国の法令に準拠するものとする。

２　本協定に関する一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第12条　本協定に定めのない事項及び本協定の条項に関して疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和７年６月26日

甲 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会　会長　市瀬　英夫

　　　　　乙　大阪府大阪市中央区平野町四丁目１番２号

大阪瓦斯株式会社　エナジーソリューション事業部

リビング開発部長　福山　透

（別紙１）

**条件合意書**

１　事業承継の趣旨及び目的

民間企業及び大阪府が参画する「大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会」（以下「協議会」という。）が実施してきた「スマートシニアライフ事業」の実証事業（以下「本実証事業」という。）を継続的かつ安定的に実装化するため、民間企業への事業承継を行う。

２　承継内容

（１）承継対象事業

大阪府域全体における住民の生活の質（QOL）の向上に向けて、特にシニア層がいきいきと健康で生活できるよう、高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを構築し、行政と民間の様々なサービスをワンストップで提供する「スマートシニアライフ事業」の実証事業を承継する。

なお、令和７年５月時点で、本実証事業のサービスプラットフォーム（ポータル）としているLINE公式アカウント「おおさか楽なび」（以下「おおさか楽なび」という。）は、友だち数約137,000（ブロック率約62％）である。新たなプラットフォームに移行する際、承継事業者は、現サービス利用者が引き続きサービスを利用できるよう考慮するものとする。

（２）承継対象資産

「おおさか楽なび」を経由して取得した統計情報を承継する資産とする。

３　条件

（１）目的

高齢者がいきいきと健康で便利に生活できるよう、高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを構築し、デジタル端末を活用することにより、行政と民間の様々なサービスをワンストップで提供することで、高齢者のQOLの向上をめざす。

（２）体制

ア　事業を適切に管理・運営すること。

イ　協議会の現会員が引き続き本事業に参画できるよう努めること。

ウ　官民連携の枠組みを構築し、運営すること。

（３）サービスの提供

　　ア　行政及び民間サービスをワンストップで提供するプラットフォームを構築（既存のものを活用する場合も含む。）すること。なお、「おおさか楽なび」のサービスの提供終了時期については、協議の上決定する。

　　イ　「おおさか楽なび」が提供する既存サービスのうち、利用者の継続ニーズの高いものについては、継続に向けた協議に応じること。

（４）譲渡代金

　　　０円とする。

（５）事業期間

　　　承継後、令和９年3月31日までは承継事業を継続すること。

なお、無償期間は、令和８年3月31日までとする。

ただし、承継事業の継続が困難な事象が生じた場合は、事業承継者と現会員から移行したサービス提供事業者（大阪府を含む）が協議することとする。

（６）サービス提供対象

　　　大阪府民を対象にすること。

４　その他

ア　事業承継者が決定し、事業承継が完了次第、総会の決議を経て現協議会は解散するが、事業承継者が運営する「官民連絡調整会議」（仮称）に大阪府は参画し、次の事項を行うものとする。なお、当該会議で実施する事項については、別途協議の上決定する。

　　　・ 行政サービスに係るサービス・コンテンツの調整（国、府内市町村を含む。）、実証フィールドの提供に係る府内市町村との調整

　　　・ 事業承継までに作成した協議会資料の保管（事業承継日から５年間）

イ　「おおさか楽なび」の現ユーザーの新たなプラットフォームへの移行促進にあたっては、協議会は「おおさか楽なび」の運用期間中において周知・広報を行うものとする。

以上

（別紙２－１）

甲が表明及び保証する事項

１　設立及び存続

甲は、発起人（大阪府）により運営上必要な規約を作成し設立され、かつ存続する任意団体であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。

２　計算書類等

令和7年３月31日を終期とする事業年度に係る甲の計算書類その他の甲が乙に開示した計算書類等（以下「本計算書類等」という。）は、大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会会計規程の基準に従って作成されており、その作成基準日及び対象期間における甲の財政状態を正確に示していること。

３　資産

甲は、その事業の遂行のために使用している有形又は無形資産につき、使用権を保有しており、かかる資産上には甲以外の者に対する債権を被担保債権とする担保権は存在しないこと。

４　知的財産権

甲は、その事業を遂行するにあたり必要な全ての特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）について、知的財産権を使用する権利を有しており、第三者の知的財産権を侵害しておらず、過去に侵害した事実もなく、侵害しているとのクレームを受けたこともないこと。また、第三者が事業承継に関する知的財産権を侵害している事実もないこと。

５　負債

甲は、第三者の債務を負担し若しくは保証し、又は第三者の損失を補填し若しくは担保する契約の当事者ではないこと。甲は、令和７年６月26日以降、通常の業務過程で生じる債務及び負債、本計算書類等に記載された負債を除き、一切の債務及び負債を負担していないこと。

６　重要な契約

甲が締結する重要な契約は全て有効に成立・存続し、それぞれ各契約の全当事者を拘束し、かつ執行可能な義務を構成すること。全ての重要な契約に関し、これらの内容を変更若しくは修正し、又は契約の効果を減ずるような約束は、口頭又は文書を問わず一切存在しないこと。全ての重要な契約について、本契約の締結及び履行は解除事由又は債務不履行を構成せず、また、当該契約の相手方による理由なき解除を認める規定は存在しないこと。全ての重要な契約について、甲の債務不履行の事実は存在せず、また、今後債務不履行が発生するおそれもないこと。

７　税務申告等の適正

甲は、事業承継日以前の事業に関して、甲に対する課税処分がなされるおそれは存在しないこと。

８　法令遵守

甲は、過去において、適用ある法令等（労働関連の各法令等を含む。）及び司法・行政機関等の判断等を、重要な点において、遵守しており、これらに違反したことはないこと。

９　反社会的勢力との関係の不存在

甲の会員、役員等及び事務局員は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

10　情報開示

本協定の締結及び履行に関連して、甲が、乙に開示した甲に関する一切の情報（本協定締結日前後を問わず、また、書面等の記録媒体によるか、口頭によるかについては問わない。）は、重要な点において、全て真実かつ正確であること。

（別紙２－２）

乙が表明及び保証する事項

１　設立及び存続

乙は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を全て有しており、法令等上の制限及び制約を受けていないこと。

２　本協定の締結及び履行

乙は、本協定を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること。乙による本協定の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、乙は、本協定の締結及び履行に関し、法令等又は乙の定款その他内部規則において必要とされる手続を全て適法に履践していること。

３　強制執行可能性

本協定は、乙により適法かつ有効に締結されており、かつ甲により適法かつ有効に締結された場合には、乙の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かかる義務は、本協定の各条項に従い、乙に対して執行可能であること。

４　法令等との抵触の不存在

乙による本協定の締結及び履行は、(ア) 乙に適用ある法令等又は司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、(イ) 乙の定款その他内部規則に違反するものではなく、(ウ) 乙が当事者である契約等について、債務不履行事由等を構成するものではないこと。また、乙による本協定の締結又は履行に重大な影響を及ぼす、乙を当事者とする訴訟等は係属しておらず、かつ、将来にかかる訴訟等が係属するおそれもないこと。

５　反社会的勢力との関係の不存在

乙及びその役員は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

６　倒産手続等の不存在

乙について、支払停止、手形不渡、銀行取引停止等の事由は生じておらず、かつ、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の倒産手続開始の申立てはされておらず、それらの申立て事由も生じておらず、私的整理も行われていないこと。

７　法令遵守

乙は、過去において、適用ある法令等（労働関連の各法令等を含む。）及び司法・行政機関等の判断等を、重要な点において、遵守しており、これらに違反したことはないこと。